

山形広域環境事務組合公有財産の取得、管理及び
処分に関する規則

〔昭和49年4月
共衛規則第10号〕

改正 平成4年3月共衛規則第9号 平成7年3月山広環規則第6号

山形広域環境事務組合公有財産の取得、管理及び処分に関する事項については、山形市公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（昭和39年山形市規則第17号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と、「山形市長」とあるのは「山形広域環境事務組合管理者」と、「各部等の長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

（平4規則9、平7規則6・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成4年3月改正）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月改正）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。